

## 公益法人等の事業譲渡、現物出資に係る課税関係

(ポイント)

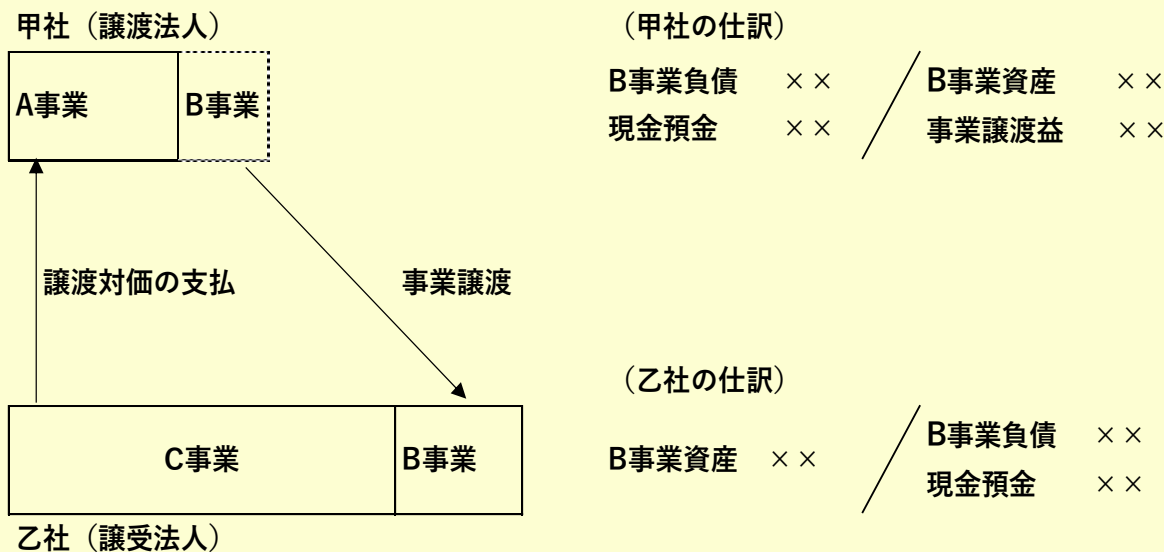
○公益法人等が事業譲渡や現物出資をすることによる税務上の取扱いを理解する。

### 1. 事業譲渡

事業譲渡とは、図1のように、法人の事業の全部または一部を他の法人に譲渡することをいう。事業譲渡は事業の売買にあたるため、税務上のメリットは少なく、譲渡対価が必要となる。類似する行為として会社分割があるが、会社分割は事業の承継であり、税務面では、譲渡損益課税の繰り延べや消費税が不課税である等のメリットがあり、分割の対価は株式や金銭などとなる。

公益法人等が、事業の全部の譲渡を行うには、社員総会または評議員会の特別決議を要することが規定されている。これら規定が整備されたことにより、一般社団・財団法人の合理化を進めるための組織改編の実施や、公益社団・財団法人の認定を受けるための組織改編の実施が可能となり、活用の幅が大きくなった。

【図1 事業譲渡のイメージ】



(裏面に続く)

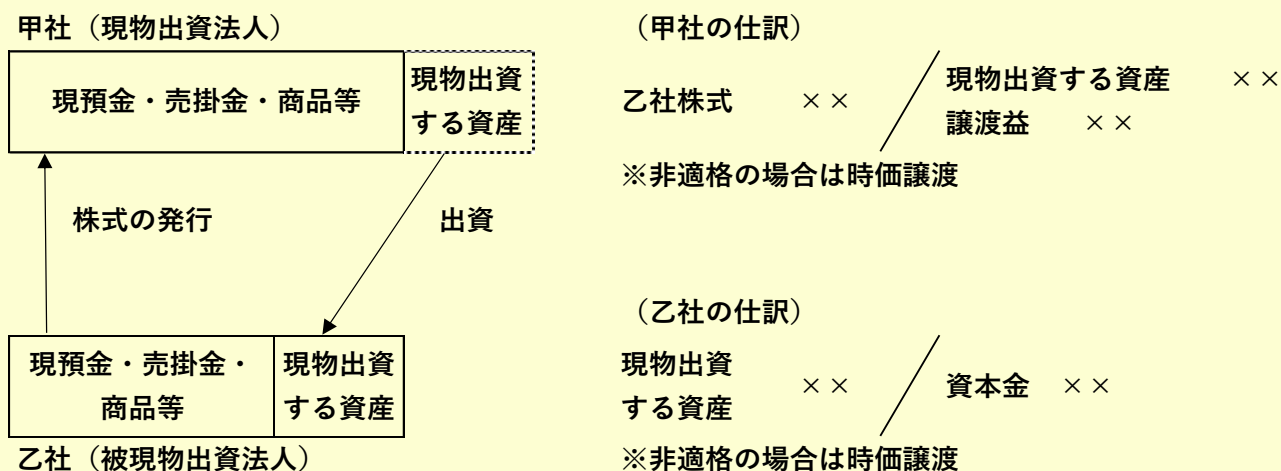


# 公益法人等の事業譲渡、現物出資に係る課税関係

## 2. 現物出資

現物出資とは、不動産などの固定資産を出資して法人を設立したり、増資を行ったりすることをいうが、現物出資による資産の移転は、税務上は原則として、時価譲渡として取り扱われる。しかし、公益法人等が適格現物出資を行った場合には、現物出資直前の帳簿価額による譲渡をしたものとして、固定資産等の譲渡損益の課税を繰り延べることができる。(税制適格要件については、No.204参照) この場合、適格現物出資により現物出資法人である公益法人等の収益事業以外の事業に属する資産または負債が移転された場合には、その資産または負債の価額として、現物出資法人の帳簿に記載された金額による移転を受けたものとされる。

### 【図2 現物出資のイメージ】



(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

## シリーズ: 社団・財団法人の実務家のひとこと

### <賃上げ促進税制>

法人税の申告にあたっては、従前より雇用者に対する給与等の支給額を前年度より増加させることで法人税の税額控除が受けられる制度が導入されている。令和4年度においても「賃上げ促進税制」として、令和3年度の制度の内容から一部変更はされたが、同様の制度は継続されている。大企業を含む青色申告事業者が適用できる「大企業向け」においては、収益事業において継続雇用者給与等支給額の増加額等が適用要件を満たした場合、最大30%の税額控除を受けることができるようになった。また、青色申告書を提出している中小企業者等(※1)が適用できる「中小企業向け」においては、収益事業において適用要件(※2)を満たした場合には、税額控除の上乗せ要件が緩和され、最大40%の税額控除を受けることができることとなった。

当該税制の適用にあたっては、要件が詳細に定まっているため適切に検討し、対応していく必要がある。また、適用には、法人税の確定申告書提出の際に、適用額明細書等の書類を添付する必要があるため、申告内容に応じて必要書類を準備する必要がある。

※1: 資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人等が該当

※2: 雇用者給与等支給額が前事業年度と比べて1.5%以上増加したこと

朝日税理士法人

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。